

平成21年度 第3回 芦屋市地域包括支援センター運営協議会 会議録

日 時	平成21年11月18日(水) 13:30~15:00		
会 場	消防庁舎 3階 多目的ホール		
出席者	会 長 長田 貴 委 員 宮崎 睦雄・竹田 千里・羽田 稔郎・川島 知榮子・小林 正美・ 高橋 順子・加納 多恵子・塩川 吉美・安宅 桂子 事務局 保健福祉部高年福祉課 寺本 慎児・木野 隆・細井 洋海・山田 弥生・明石 典子		
会議の公表	公 開	非公開	部分公開
	<非公開・部分公開とした場合の理由>		
傍聴者数	3人		

1 議題

- (1) 平成22年度芦屋市地域包括支援センター等の体制について
- (2) 芦屋市地域ケア体制について
- (3) その他

2 資料

- 資料1 平成22年度地域包括支援センターの体制について(案)
- 資料2 平成22年度の体制について(案)
- 資料3 芦屋市地域発信型ネットワーク(地域ケア体制)
- 資料4 芦屋市地域福祉推進協議会(地域発信型ネットワーク)(案)
- 資料5 (仮)福祉センター 1階 総合相談窓口(案)
- 資料6 総合相談の流れ(案)

3 審査(議)内容

上記の議題について事務局より報告,説明し,委員に意見聴取し,承認を求める。

開 会

- (1) 平成22年度芦屋市地域包括支援センター等の体制について

(事務局 細井) 資料1及び2について説明。

(加納委員) 地域包括支援センターに配置されている3職種の資格を教えてください。

(事務局 細井) 社会福祉士,主任ケアマネジャー,保健師です。また在宅介護支援センターには社会福祉士が配置されています。

(小林委員) 支援センターの自己評価について19年度,20年度と実施していますが,各業務について「不十分」という表現が多いのですが,仕組みが不十分であることは理解出来ます。3年を経過して,しっかりやっておられる部分もありますから,私としては,評価したいです。十分機能している部分もあると捉えたら良いですね。

(事務局 細井) 自己評価はかなり厳しく数値化されていると思います。それを受けて,

地域包括支援センターの設置主体である行政ができる事を記載しています。

実際、行政内のしくみの不十分さにより、支援センターのみなさんの業務に影響が出ていることは事実ですので、その解決策として22年度に向けてという欄に落とし込んでいます。

(長田会長) 資料1について「業務体制について、客観的な評価をセンター内外で受けられていない。」とありますが、それに対応する解決策として、「庁舎内の関係部署に理解を求める」という表現とつながっているのですね。

では、芦屋市全体として見た時に、どのような客観的評価が出来るのか、効果的な客観的評価は、22年度に向けて具体的にどのような話し合いがされていますか。

(事務局 細井) 保健福祉部内で、支援センターが何をしているところかがまだまだ共通理解できていません。例えば、ひとつの関係部署に連絡が入れば、すぐに部内で集まって情報を共有できれば対応が迅速にできると思います。

職員に対して、支援センターについて理解してもらえるために、実務者だけではなく組織でも理解してもらえるよう働きかけが必要だと思っています。

(長田会長) 地域包括支援センターの理解を求めていくということですね。各支援センターが自分達の業務について、客観的な評価を受けるといった機会はどのように設定されているのですか。

(事務局 細井) 基幹型地域包括支援センターが主として行っているあり方検討会でアンケートをとり、そのアンケートは、相談窓口対応している職員も対象となっています。いずれ、そのアンケート結果と今後の方向性の確認は必要であると思っています。

(長田会長) 支援センターの自己評価による課題を受けて、評価の仕組みについて構築して行くのか、行政内の共通理解を求めていくのか。それは、どのように考えていますか。

(事務局 寺本) 18, 19年度の支援センターの自己評価の内容について、運営協議会で評価していただいていたのですが、今後もそれは継続していきます。今回の資料の内容は、自己評価による課題を受けて、行政ができることを落とし込んでいます。行政内の共通理解だけではなく、第5次芦屋すこやか長寿プランのアンケートでも、まだ地域包括支援センターの存在について周知が必要との結果も出ています。後ほど説明しますが、高齢者だけではなく障がい者、子どもを含んだ際の制度横断的なネットワークの中で、地域包括支援センターの存在のアピールをしていく必要があります。それらが22年度の方向性になるであろうと思います。評価の具体的なシステムについては、まだ案は持っていない状態です。

(2) 芦屋市地域ケア体制について

(事務局 寺本) 資料3~6について説明。

(長田会長) ただいまの説明について、ご質問等ありませんか。

(長田会長) 資料5について、総合相談窓口については、地域福祉課の職員で社会福祉士が担当されるのですね。

(事務局 細井) 今後は、相談のフローが必要と思っています。

相談対応する側が、利用者に寄り添う形を落とし込んでいます。

具体的に利用者が来所された場合の相談フローは、それぞれのセクションで検討中です。次回にお示しできると思います。

(長田会長)では、本協議会を終了いたします。ありがとうございました。

閉 会